**FFG職場つみたてＮＩＳＡ 利用規約（ひな型）**

（目的）

第１条 本規約は、FFG職場つみたてＮＩＳＡ（以下「本制度」という。）を、役職員等の自助努力による計画的な資産形成を支援する制度と位置づけ、本制度を通じて、役職員等の生活の安定と将来への備えを充実させ、ライフサイクル（子女の教育、住宅購入、老後の生活等）への対応力を向上せしめることにより、福利厚生の増進を図ることを目的とする。

（制度）

第２条 本制度は、前条の目的を実現するために、投資信託の累積投資を、租税特別措置法に基づく少額投資非課税制度（以下「ＮＩＳＡ制度」という。）における非課税累積投資契約に基づく買付けを活用して実行することを原則とする。

２ 本制度は、前項に定める原則のほか、役職員等が課税取引により本制度を活用することを妨げない。

（制度運営の委託）

第３条 当社（以下「事業主」という。）は、本規約に基づく本制度の運営業務を以下の者に委託する。

名称 株式会社熊本銀行

所在地　熊本県熊本市中央区水前寺6-29-20

２ 株式会社熊本銀行（以下「ＮＩＳＡ取扱業者」という。）は、「投資信託累積投資約款」に基づき、役職員等と投資信託の累積投資取引に関する契約を締結し、当該約款及び関係法令諸規則に従い、以下の各号に掲げる業務をはじめとした本制度の運営業務を行う。

1. 運用対象となる金融商品の選定
2. 利用者（ＮＩＳＡ取扱業者との間で投資信託の累積投資取引に関する契約を締結している役職員等をいう。以下同じ。）が行った注文の受注及び執行の取扱い
3. 利用者に対する取引履歴、資産残高等の通知
4. 利用者に対する運用の方法についての情報の提供
5. 拠出金の口座振替業務

（ＮＩＳＡ取扱業者の確認）

第４条 事業主は、もっぱら利用者の利益の観点から、本制度の運営業務を受託する能力等を具備しているかについて適切な確認を行った上でＮＩＳＡ取扱業者に本制度の運営を委託するものとする。

（利用者の資格）

第５条 本制度の対象者は、満１８歳以上かつ事業主から給与や賞与等の名目で定期的に報酬を得ている者で以下の各号に掲げる者とする。

1. 取締役、監査役等
2. 従業員（事業主と労働契約を締結する者をいい、正社員・期間社員・臨時社員、雇用契約・嘱託契約の別を問わない。）

（申込）

第６条 本制度の利用を希望する対象者は、所定の申込書を、所定の方法によりＮＩＳＡ取扱業者に提出することにより、次条に規定する拠出金を拠出することができる。

（拠出金）

第７条 拠出金は一つの運用商品に対して１，０００円以上、１円単位とし、利用者は、利用者の個人口座から口座振替方法により拠出するものとする。

２ ＮＩＳＡ取扱業者は、ＮＩＳＡ制度における非課税口座の年間投資枠及び非課税保有限度額を超える拠出がなされた場合には課税での投資とし、拠出を休止する場合には、利用者からその旨の申請を受けるもとのする。

（変更等の手続き）

第８条 利用者は、本制度に係る変更等の手続きを行う場合、所定の申請書を、所定の方法によりＮＩＳＡ取扱業者に提出する。

（非課税口座開設）

第９条 利用者は、課税取引により本制度を活用する場合を除き、第３条第２項に規定するＮＩＳＡ取扱業者においてＮＩＳＡ制度における非課税口座を開設するものとする。

（運用商品の選択・変更）

第１０条 本制度による運用対象となる金融商品は、ＮＩＳＡ取扱業者が選定した投資信託に限定するものとする。

２ 事業主は、ＮＩＳＡ取扱業者が前項の運用対象となる金融商品を選定するに当たって、ＮＩＳＡ取扱業者に対し、従業員の代表者等の意見を伝えることができる。

３ 利用者は、第６条に規定する申込に際して、第１項に規定する投資信託の中から運用商品を選択するものとする。

４ 利用者が運用商品の追加又は変更等を希望する場合には、所定の申込方法による申請を、所定の方法により、ＮＩＳＡ取扱業者に行うものとする。

（金融・投資教育）

第１１条 第５条に定める対象者は、第６条に規定する申込に際して、また、本制度の利用期間中、継続して、事業主が定める金融・投資教育を受けるものとする。

（自己責任）

第１２条 利用者は、本制度の利用に当たって、投資判断、運用商品の選択、拠出金の設定、取引履歴・資産残高の確認及びＮＩＳＡ取扱業者から提供を受ける情報の採否等については、利用者本人の自己責任のもとで行うものとする。

（資産形成目的の対象と目的外売却の制限）

第１３条 本制度は、第１条に規定するライフサイクル（子女の教育、住宅取得、老後の生活等）への対応力を向上させることにより、役職員等の福利厚生の増進を図ることを目的とするものであり、利用者は、当該目的に適合しない資産の売却・取崩し等の行為は、原則として行わないものとする。

以上